

事務連絡  
令和4年9月16日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室  
外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課  
外務省中東アフリカ局中東第一課

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族へのオミクロン株対応ワクチン接種について

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては、「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）及び「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」）への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年5月17日付け事務連絡）において具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、公益財団法人日本台湾交流協会（台湾日本関係協会の本邦の事務所の場合）又は外務省（駐日パレスチナ常駐総代表部の場合）からそれぞれ台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部に対して、9月16日付けで、別添のとおり、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族のオミクロン株対応ワクチン接種に係る接種券の申請等の手続を案内しましたので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、接種券の申請があった際は、本事務連絡に基づき対応いただきますようお願いいたします。なお、接種券の申請に係る手続は1～4回目接種と同様に、事務所等の単位で接種希望者を取りまとめ、当該事務所等の所在する市区町村に申請を行うことを原則としています。

総代第52号  
令和4年9月16日

駐日台北経済文化代表事務所  
業務組長 殿

公益財団法人日本台湾交流協会  
総務部長

貴事務所等の職員及び家族への新型コロナウイルス感染症に係る  
予防接種について

平素より、当協会の各種事業に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、下記のとおり実施することとなったところ、我が国外務省及び厚生労働省からの依頼に基づき、右通知いたしますので、関係部署への周知方宜しくお願いいたします。

記

【本文】

○台湾日本関係協会の本邦の事務所（以下「貴事務所等」という。）の職員及びその家族のうち、『特定活動』の在留資格を有する者に対するオミクロン株対応ワクチンの接種について案内する。

○現時点において、オミクロン株対応ワクチン接種は、次の要件を満たすものを対象としている。

・12歳以上の者であること（ただし、ファイザー社のワクチンは12歳以上の者、モデルナ社のワクチンは18歳以上の者に対して使用するものであることに留意すること）

・初回接種（1回目及び2回目接種）を完了していること

・前回の新型コロナワクチン接種から5か月以上経過していること

○オミクロン株対応ワクチン接種は、9月20日から開始する予定である。

ただし、まずは、従来ワクチンの4回目接種の対象となっている者であって、当該接種を未実施であるものを対象として接種を開始することとなるため、該当しない貴事務所等の職員及びその家族のうち、『特定活動』の在留資格を有する者が実際に接種可能となる時期については、市区町村に確認する必要がある。

○新型コロナワクチンの特例臨時接種期間は令和5年3月31日まで延長された。

○オミクロン株対応ワクチン接種用の接種券の申請の手続は、令和3年11月30日付け事

務連絡及び令和4年5月19日付け事務連絡で案内した手続と基本的には同様である。

○オミクロン株対応ワクチン接種の手続の詳細は、【別添1】に記載のとおり。

○当協会は、引き続き、円滑かつ効率的なワクチン接種の実現のために、貴事務所等に対し、組織単位でワクチン接種を希望する「特定活動」の在留資格を有する者を取りまとめ、市区町村に接種券を申請すること、また、これらの者のワクチン接種に当たって日本語を解する職員や通訳を同行させることを要請する。

○当協会と外務省、厚生労働省及び地方自治体等の関係機関との間の連携及び協力の円滑化のため、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書を当協会宛てに送付する必要があることを想起する。

○令和4年9月16日発出。

【別添1】 オミクロン株対応ワクチン接種に係る手続の詳細（令和4年9月16日時点）

【別添2】 ワクチン接種チャート

【別添3】 在留許可及び在留期間

【別添4-1.2.3】 貴事務所等から市区町村宛てのワクチン接種券の申請に係るカバーレターひな型

【別添5-1.2.3】 ワクチン接種を希望する者のリスト

写送付先：外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長

(了)

## 新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種に関する駐日パレスチナ常駐総代表部向け回章の概要

### 【本文】

- 駐日パレスチナ常駐総代表部職員等の「特定活動」の在留資格を有する者に対するオミクロン株対応ワクチンの接種について案内する。
- 現時点において、オミクロン株対応ワクチン接種は、次の要件を満たすものを対象としている。
  - ・12歳以上の者であること(ただし、ファイザー社のワクチンは12歳以上の者、モデルナ社のワクチンは18歳以上の者に対して使用するものであることに留意すること)
  - ・初回接種(1回目及び2回目接種)を完了していること
  - ・前回の新型コロナワクチン接種から5か月以上経過していること
- オミクロン株対応ワクチン接種は、9月20日から開始する予定である。

ただし、まずは、従来ワクチンの4回目接種の対象となっている者であって、当該接種を未実施であるものを対象として接種を開始することとなるため、該当しない駐日パレスチナ常駐総代表部の職員等が実際に接種可能となる時期については、千代田区役所に確認する必要がある。
- 新型コロナワクチンの特例臨時接種期間は令和5年3月31日まで延長された。
- オミクロン株対応ワクチン接種用の接種券の申請の手続は、令和3年11月30日付け回章及び令和4年5月19日付け回章で案内した手続と基本的には同様である。
- オミクロン株対応ワクチン接種の手続の詳細は、【別添1】に記載のとおり。
- 外務省は、引き続き、円滑かつ効率的なワクチン接種の実現のために、駐日パレスチナ常駐総代表部に対し、組織単位でワクチン接種を希望する「特定活動」の在留資格を有する者を取りまとめ、市区町村に接種券を申請すること、また、これらの者のワクチン接種に当たって日本語を解する職員や通訳を同行させることを要請する。
- 外務省と厚生労働省及び地方自治体等の関係機関との間の連携及び協力の円滑化のため、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書を外務省中東第一課宛てに送付する必要があることを想起する。
- 令和4年9月16日発出。

【別添1】オミクロン株対応ワクチン接種に係る手続の詳細(令和4年9月16日時点)

【別添2】駐日パレスチナ常駐総代表部へのワクチン接種チャート

【別添3】在留許可及び在留期間

【別添4-1.2.3】駐日パレスチナ常駐総代表部等から市区町村宛でのワクチン接種券の申請に係るカバーレターひな型

【別添5-1.2.3】ワクチン接種を希望する者のリスト